

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号

エコ計画浦和ビル

氏 名 株式会社エコ計画

代表取締役 井上綱隆

優良



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山 本

龍



許可の年 月 日

令和5年9月12日

許可の有効期限

令和12年9月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））

木くず（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設（破碎（移動式））

ア 中間処理施設の設置場所

前橋市内一円（産業廃棄物の発生現場に限る）

イ 中間処理施設の設置年月日

平成30年5月24日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

(ア) 破碎施設（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [264t/日]

許可年月日及び許可番号

平成30年4月18日 [前橋市第065-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

（移動式処理のため、保管場所なし）

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 保管容量

3 許可の条件

中間処理施設（破碎（移動式））の駐機場は、群馬県渋川市祖母島字神田原1679番
4、外20筆とする。



4 許可の更新、変更の状況

平成30年9月12日 新規許可

令和5年9月12日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出
なし